

最高裁秘書第1211号

平成28年4月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書等の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成28年4月8日付け）及び資料の写しを別添のとおり送付します。

記

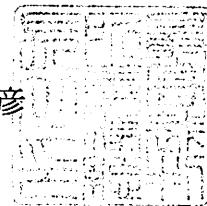
諮問番号 平成27年度（最情）諮問第20号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年4月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



補充理由説明書

(平成28年3月9日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成27年度（最情）諒問第20号

2 理由

(1) 平成28年3月9日付け最高裁秘書第841号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長依頼「補充理由説明書の提出について」記2の(1)のアについて
審査室会議は、概ね週に1回程度開催されている会議であるが、その設置や開催について定めた最高裁判所規程等の定めはなく、局課間の情報交換や出席者の認識の共通を図る機会として開催されているものである。したがって、同会議は、一定の結論を得ることが目的とされているものではなく、何らかの司法行政上の意思決定をすることが予定されているものでもない。このような同会議の性質からすると、議事の内容等を記録として残しておく必要がないのであって、実際にも議事録を作成していない。

(2) 平成28年3月9日付け最高裁秘書第841号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長依頼「補充理由説明書の提出について」記2の(1)のイについて
常置委員会の開催について、昭和27年12月20日開催の裁判官会議議事録（以下「昭和27年議事録」という。）に、「常置委員会は原則として毎週一

回定期（水曜日午後）に開くものとすること。」との記載があるところ、常置委員会は、昭和37年頃までは月に複数回開催されていたが、昭和38年頃からはほとんど開催されることはなくなり、その状況は現在も続いている。

一方で、裁判官会議の開催については、最高裁判所裁判官会議規程（昭和22年最高裁判所規程第1号）第3条には、「裁判官会議は、毎月一回定期にこれを招集しなければならない。緊急の必要がある場合には、隨時これを招集することができる。」と規定されており、昭和27年議事録には、「裁判官会議は、毎月一回定期（第一土曜日午前）に招集し、緊急の必要のあるときに限り、臨時招集すれば足りるものとすること。」との記載があるが、裁判官会議は、昭和38年頃からほぼ毎週1回開催されており、現在も同様の状況にある。

常置委員会及び裁判官会議の各開催頻度について定めた文書は、昭和27年議事録及び最高裁判所裁判官会議規程のほかに存在しないため、常置委員会がほとんど開催されなくなった事情は必ずしも明らかではないが、昭和38年頃から裁判官会議が毎月1回（土曜日）ではなくほぼ毎週1回原則として水曜日に開催されてきた事情に鑑みると、この毎週の裁判官会議の開催により、常置委員会の開催の必要が生じなかつたものと考えられる。

平成26年12月3日開催の裁判官会議において常置委員会について議決されたが、これは、長期間にわたって同委員会が開催されていなかつたことから、その役割等を明確化するために議決されたものである。この議決では同委員会の招集について、「常置委員会は、裁判官会議を招集することができないとき又は招集することが相当でないときに、最高裁判所長官が招集する。」としており、議決後も同委員会は開催されていない。

(平成26.12.3秘書印)

常置委員について（議決）

- 1 最高裁判所裁判官会議規程（昭和22年最高裁判所規程第1号）第7条の規定に基づき、司法行政事務を処理するため、常置委員会を置く。
- 2 常置委員会は、司法行政事務のうち、別に最高裁判所長官その他の者に委任された事務以外のものをつかさどる。
- 3 常置委員会は、裁判官会議を招集することができないとき又は招集するが相当でないときに、最高裁判所長官が招集する。
- 4 常置委員会は、最高裁判所長官及び常置委員3人で組織する。
- 5 常置委員は、各小法廷ごとに一人の裁判官を選出するものとし、裁判官会議の議決により定める。
- 6 常置委員は、次に掲げる期間ごとに交替するものとする。
 - (1) 1月1日から5月31日まで
 - (2) 6月1日から7月20日まで及び8月31日から12月31日まで
- 7 常置委員就任中の裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官の配置された小法廷における席次の順序に従って、その職務を代理する。この場合において、代理すべき裁判官がないときは、第一順位の裁判官から席次の順序に従うものとする。
- 8 7の規定により席次の順序に従うときは、最高裁判所長官を除くものとする。

附 則

この議決は、平成27年1月1日から施行する。